

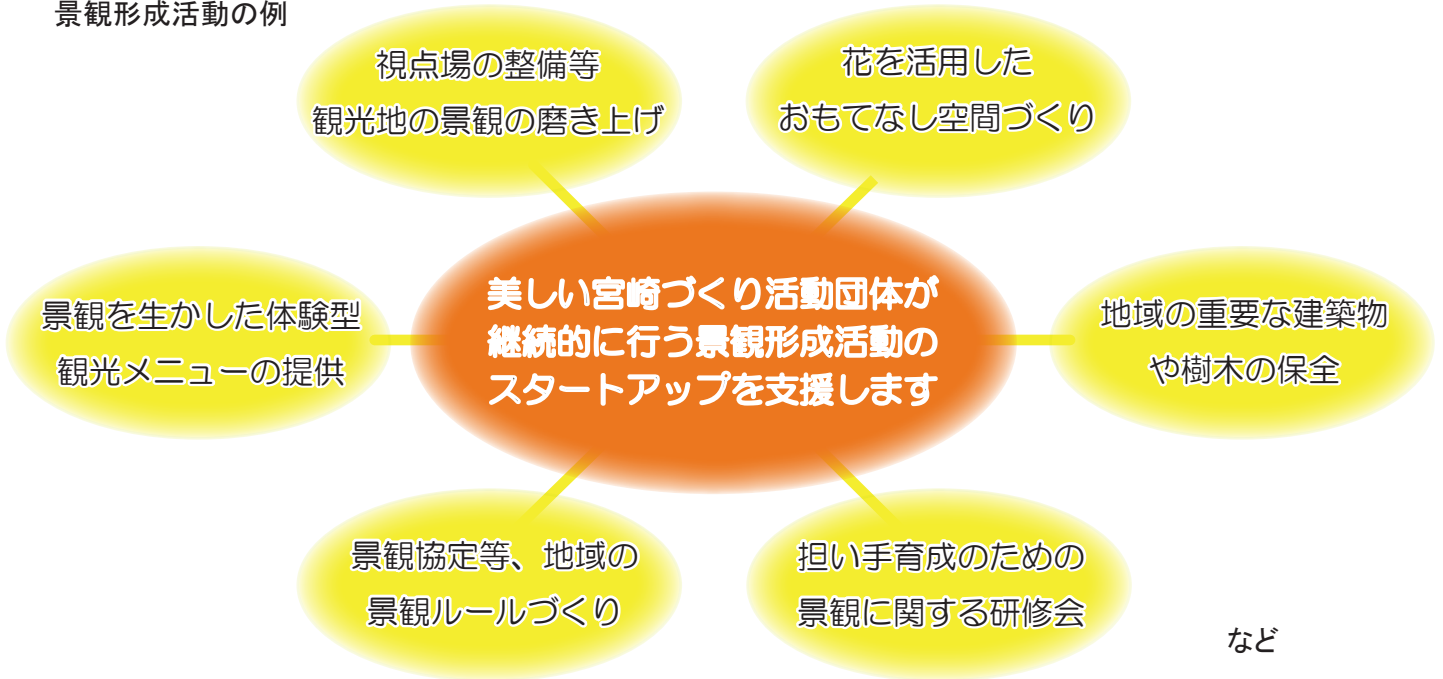
景観形成活動支援補助金

宮崎市では、企業や市民団体等が行う、良好な景観を保全・創出又は活用した魅力ある地域づくりの継続を促進するため、景観形成活動を実施する団体に対し、スタートアップ時に補助金を交付します。

○補助対象者

宮崎県の「美しい宮崎づくり活動団体」であって、宮崎市内で景観形成活動を行う団体です。

景観形成活動の例



ただし、以下の要件を満たすこと。

- (1) 市税に未納がないこと
- (2) 事業を実施する主体の構成員等が暴力団若しくは暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと
- (3) 宮崎県の「美しい宮崎づくり活動団体」に登録していること
- (4) その他補助が適当でないと市長が認める者でないこと

○補助対象事業

活動団体が継続的（2年以上）に行う活動のうち次の要件を満たすもの

- (1) 宮崎市内で行われる事業であること
- (2) 交付申請を行う年度内に完了する事業であること
- (3) 以下のいずれかに該当する事業であること

- ・ 良好な景観の保全又は創出に資する事業
- ・ 良好な景観を地域資源として活動する事業
- ・ 宮崎市の景観形成に関する普及啓発活動及び人材育成に資する事業

ただし次のものは補助対象事業とならない

- (1) 市民の財産権の不当な侵害につながるおそれのある事業
- (2) 特定の個人または団体のみが利益を受ける事業
- (3) 宮崎市の景観計画及び緑の基本計画等の方針にそぐわないもの
- (4) 類似するほかの補助金等を受けている事業

○補助金の額及び回数

補助金の交付額は、補助対象経費の4分の3以内（千円未満は切り捨て）。

同一活動団体に対する同一会計年度内の補助は1回限りとします。また、同一団体に対する同一内容の事業への補助は1回限りとします。

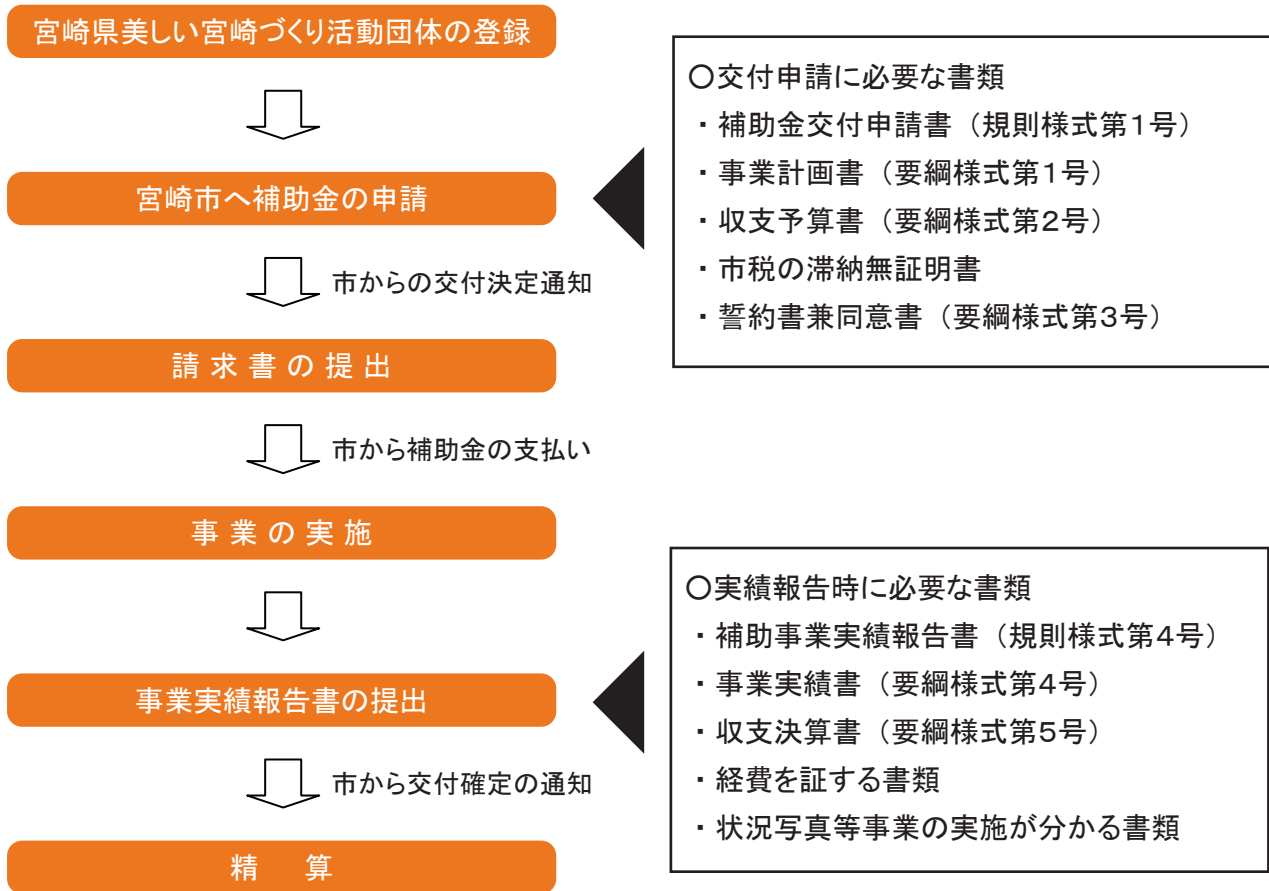
活動団体の全体経費			
補助対象経費（下限 20 万円、上限 100 万円）			補助対象外
景観形成活動支援補助金 3/4		活動団体の 自己資金 1/4	活動団体の 自己資金
宮崎県の間接補助 1/2	宮崎市の補助 1/4		

○募集期間

平成30年10月31日（水）まで

※予算額に達し次第締め切ります。

○手続きの流れ（概算払いの場合）



【お問い合わせ】 宮崎市 都市整備部 景観課 景観企画係（宮崎市役所第二庁舎7階）
 〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号
 TEL 0985-21-1817 FAX 0985-21-1816 E-mail:30keikan@city.miyazaki.miyazaki.jp